

議員提出議案第 1 号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び朝霞市議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

提出者	朝霞市議会議員	石 原	茂
賛成者	朝霞市議会議員	田 原	亮
賛成者	朝霞市議会議員	利根川 仁	志
賛成者	朝霞市議会議員	黒 川	滋
賛成者	朝霞市議会議員	田 辺	淳
賛成者	朝霞市議会議員	石 川 啓	子
賛成者	朝霞市議会議員	外 山 麻	貴
賛成者	朝霞市議会議員	兼 本 尚	昌
賛成者	朝霞市議会議員	渡 部 竜	二

朝霞市議会議長 様

## 朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例（昭和50年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表民生常任委員会の項を次のように改める。

民生常任委員会	1 福祉部の所管に属する事項	6人
	2 健康部の所管に属する事項	
	3 こども部の所管に属する事項	

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。